

岐阜市旅館業法施行条例（新旧対象表）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（営業者の措置）</p> <p>第1条の4 法第4条第2項の規定により条例で定める旅館業を営む者が講じなければならない措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 客室の照明は、<u>宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を有すること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 客室の宿泊の定員は、次の基準によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>旅館・ホテル営業の施設の客室</u>にあつては、有効床面積3.3平方メートルにつき1人</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>簡易宿所営業の施設及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第2条に規定する施設の客室</u>にあつては、有効床面積1.65平方メートルにつき1人</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置</p>	<p style="text-align: center;">（営業者の措置）</p> <p>第1条の4 法第4条第2項の規定により条例で定める旅館業を営む者が講じなければならない措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 客室の照明は、<u>最も暗い場所において10ルクス以上の照度を有すること。ただし、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項の施設については、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>客室には、くず入れを備えること。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 客室の宿泊の定員は、次の基準によること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>ホテル営業及び旅館営業の施設の洋式の客室</u>にあつては、有効床面積4.5平方メートルにつき1人、<u>和式の客室</u>にあつては、有効床面積3.3平方メートルにつき1人</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>簡易宿所営業の施設及び省令第5条第1項に規定する施設の客室</u>にあつては、有効床面積1.65平方メートルにつき1人</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、<u>別に規則</u>で定める措置</p>

(構造設備の基準)

第2条 政令第1条第1項第8号の規定により条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 玄関、ロビー、食堂及び調理室を設ける場合は、十分な広さを有すること。
- (3) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造設備であること。
- (4) 入浴設備は、衛生の保持ができる構造設備であること。
- (5) (略)

(構造設備の基準)

第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第11号の規定により条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 用途に応じて十分な広さの玄関、ロビー、食堂及び調理室を有すること。
- (3) 宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)と直接面接できる構造の玄関帳場又はフロントを有すること。
- (4) 宿泊者等が玄関帳場又はフロントにおいて宿泊に必要な手続(宿泊料の受渡しを含む。)を行うことなく宿泊できる設備が設けられていないこと。
- (5) 寝具を保管するための適当な設備を有すること。
- (6) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造設備であり、かつ、善良な風俗を害する設備が設けられていないこと。
- (7) 浴室又はシャワー室は、衛生の保持ができる構造設備であること。
- (8) (略)

2 政令第1条第2項第10号の規定により条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、前項第1号及び第3号から第7号までの規定を準用するほか規則に定めるものとする。

2 政令第1条第2項第7号の規定により条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、前項第1号、第3号及び第4号の規定を準用するほか次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として規則で定める基準に適合するものを有すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める構造設備の基準に適合すること。

3 政令第1条第3項第5号の規定により条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第3号及び第4号の規定を準用するほか規則に定めるものとする。

(緩和規定)

第3条 公衆衛生の維持及び善良な風俗の保持に支障がないと市長が認めた施設であつて、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、前条に定める基準によらないことができる。

(委任)

第4条 (略)

3 政令第1条第3項第7号の規定により条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第1項第1号及び第3号から第7号までの規定を準用するほか規則に定めるものとする。

4 政令第1条第4項第5号の規定により条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第6号及び第7号の規定を準用するほか規則に定めるものとする。

(委任)

第3条 (略)